掛川市条例第４０号

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年１１月２７日

掛川市長

（別紙）

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（掛川市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（通勤手当） 第18条　（略） ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　（略） (2) 前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に市長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ケ　（略） コ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　17,500円 サ　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　18,500円 シ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　20,900円 ス　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　21,800円 セ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　22,700円 ソ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　23,600円 タ　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　24,500円 （勤勉手当） 第34条　（略）	（通勤手当） 第18条　（略） ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　（略） (2) 前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に市長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ケ　（略） コ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　18,700円 サ　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　21,600円 シ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　24,400円 ス　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　26,200円 セ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　28,000円 ソ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　29,800円 タ　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　31,600円 （勤勉手当） 第34条　（略）

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額 (2)　（略） ３～５　（略）	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に６月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の82.5（特定管理職員にあっては、６月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の102.5）を乗じて得た額の総額 (2)　（略） ３～５　（略）

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000
	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800
	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400
	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200
	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100	
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900	
	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500	

再任用職員以外の職員	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200	
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000	
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800	
	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400	
	54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200	
	55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000	
	56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600	
	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200	
	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000	
	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800	
	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600	
	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200	
	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200		
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800		
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100		
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700		
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400		
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900		
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400		
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100		
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800		
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500		
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000		
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700		
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400		
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100		
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600		
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	423,300		
	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	424,000		
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	424,700		
	81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	425,200		
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	425,900		
	83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	426,600		
	84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	427,300		
	85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	427,800		
	86	241,000	295,900	344,000	383,900	401,300	428,500		
	87	241,700	296,200	344,500	384,500	402,000	429,200		
	88	242,400	296,600	344,900	385,100	402,700	429,900		
	89	243,100	296,900	345,200	385,800	403,200	430,400		
	90	243,600	297,300	345,600	386,400	403,900	431,100		
	91	244,100	297,700	346,100	387,000	404,600	431,800		
	92	244,600	298,100	346,500	387,600	405,300	432,500		
	93	244,900	298,200	346,700	388,300	405,800	433,000		
	94		298,500	347,100		406,500	433,700		
	95		298,900	347,600		407,200	434,400		
	96		299,300	348,000		407,900	435,100		
	97		299,500	348,100		408,400	435,600		
	98		299,800	348,600		409,100			
	99		300,200	349,100		409,800			
	100		300,600	349,400		410,500			
	101		300,800	349,700		411,000			
	102		301,100	350,100		411,700			
	103		301,500	350,500		412,400			
	104		301,800	350,900		413,100			
	105		302,000	351,400		413,600			
	106		302,300	351,800					
	107		302,700	352,200					
	108		303,000	352,600					
	109		303,200	353,100					

	110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125		303,600 304,000 304,300 304,400 304,700 305,000 305,400 305,600 305,800 306,100 306,400 306,800 307,000 307,300 307,600 308,000	353,500 353,900 354,200 354,700					
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

第２条　掛川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（勤勉手当） 第34条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第４号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に６月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の82.5（特定管理職員にあっては、６月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の102.5）を乗じて得た額の総額 (2)　（略） ３～５　（略）	（勤勉手当） 第34条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第４号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額 (2)　（略） ３～５　（略）

（掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条　掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあって

は「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>（給与に関する特例）
第７条　特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第３条第４号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。)には、次の給料表を適用する。
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>375,000</td></tr><tr><td>2</td><td>424,000</td></tr><tr><td>3</td><td>477,000</td></tr><tr><td>4</td><td>541,000</td></tr><tr><td>5</td><td>617,000</td></tr><tr><td>6</td><td>721,000</td></tr><tr><td>7</td><td>844,000</td></tr></table>２～５　（略）</td><td>（給与に関する特例）
第７条　特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第３条第４号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。)には、次の給料表を適用する。
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>377,000</td></tr><tr><td>2</td><td>426,000</td></tr><tr><td>3</td><td>479,000</td></tr><tr><td>4</td><td>542,000</td></tr><tr><td>5</td><td>618,000</td></tr><tr><td>6</td><td>722,000</td></tr><tr><td>7</td><td>845,000</td></tr></table>２～５　（略）</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、平成26年12月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成27年４月１日から施行する。

2　第１条の規定（掛川市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。)第34条第２項第１号の改正を除く。次項において同じ。)による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成26年４月１日から適用する。

（平成26年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3　平成26年４月１日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第１条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに

給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、規則の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、規則の定めるところによる。

（施行日から平成27年３月31日までの間における異動者の号給の調整）

４　施行日から平成27年３月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

５　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

６　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。